



特定非営利活動法人

# そだちの樹



## ニュースレター

特定非営利活動法人そだちの樹

〒810-0041

福岡市中央区赤坂1丁目16番13号  
上ノ橋ビル7階

TEL : 050-3045-2769

FAX : 050-3062-3767

URL : <http://sodachinoki.org/>

## Number 2

Published on Oct. 18, 2012

### CONTENTS

- 巻頭言 一時保護と子どもシェルター
- 理事長のごあいさつ
- 「ここ」が自立援助ホームになりました!?
- そだちの樹の応援団：踵屋敷さん
- ご寄稿 一松尾敬子さんー
- キャラクターのご紹介
- 入会案内とご寄付のお願い





## 巻頭言

# 一時保護と子どもシェルター

児童相談所 安部計彦

子どもが親から離れて世話されるのはいくつかの方法がありますが、最も一般的なのは親からの依頼です。例えば親が仕事で遅くなって友人に保育園の迎えを頼むことや、入院が必要になって親類にお願いするような場合です。逆に他人が親に無断で子どもを預かると、場合によっては誘拐罪になることもあります。これは子どもを守るうえで当然でしょう。

この原則は思春期の子どもでも一緒に、20歳未満の子どもは親の親権に服し（民法818条）、親権の中には居所指定権といって子どもは親権者の指定した場所に居所を定めなければならないという規定（民法821条）もあります。

一方、迷子や家出など、そもそも親が誰か分からない場合や親と連絡できない子どももいます。そのような子どもに食事や安全な宿泊を保証する場所として、児童相談所の一時保護所があります。児童福祉法第33条には児童相談所長は必要があれば一時保護をすることができ、親や裁判所の許可は必要ありません。これは児童福祉法が1948（昭和23）年に戦災孤児対策として始まった経緯もあるでしょう。

ところが現在では、この一時保護は家庭で虐待されている子どもの安全確保を目的とした事例も増えていきます。また虐待でなくても思春期の子どもが親子の葛藤から「家に帰りたくない」と訴える場合があります。

「ここ」ではこのような子どもの保護を目的に設立されましたが、20歳未満の子どもを保護を行うに当たっては、いくら子ども本人が入所を希望したとしても、親権との兼ね合いは避けては通れません。

そこで18歳未満の子どもに関しては原則として児童相談所の一時保護をお願いしています。先ほどの児童福祉法第33条は、児童相談所自身が一時保護所に預かるだけでなく「適当なものに委託して」一時保護をすることも可能としています。それでも親は、子どもがどこにいるか分からないのは不安でしょう。そのため「ここ」では一時保護委託を受けた後、児童相談所からその旨を親に連絡していただくようにしています。

18歳以上の子どもに関しては児童福祉法上の児童に該当しないため一時保護ができませんが、この年齢の子どもであれば、親権者が取り消さない限り入所契約を有効に締結することが可能ですので、この子どもの意思に基づいて入所していただくことにしています。

（理事 安部計彦）







## 理事長のごあいさつ

本年2月に最初の子どもが入所して、今日までに4人の子どもたちがシェルター「ここ」を利用し、そして、巣立って行きました。

この間、スタッフは、24時間、子どもたちに寄り添って支援をしています。子どもたちが安らぐ居場所にしたいとの思いで、1人1人のスタッフが、各自の個性を生かしつつ、子どもたちの揺れ動く1つ1つの言動をしっかり受け止めながら、日々、緊張感を持って関わっています。本当に頭が下がる思いです。

子どもたちは、それぞれ状況は違いますが、多くが実親から十分な愛情を注がれることなく傷つき、また、大人から自分自身を丸ごと受け止めてもらうという経験を十分に得ることなく、様々な難しい課題を抱え、それに押し潰されそうになりながらも必死に生きています。

「普通の家庭で育った大人に、自分たちの事は分からない」そんな発言を口にした子どももいました。それでも、私たちは、精一杯、子どもたちに寄り添い、普通の家庭の生活を子どもたちに提供することを心がけています。

治療機関でない「ここ」では、子どもたちが抱えている様々な課題の全てを解消することはできません。しかし、落ち着いた生活を提供する中で、子どもたちが、次の段階に向けて、自分なりに考え、1つの回答をもって「ここ」から巣立っていった時には、私たちの心の中に温かいものが残っています。

こんな体験を繰り返していけるような支援を今後も頑張っていきたいと思っています。

(理事長 橋山吉統)



## 「ここ」が

## 自立援助ホームになりました！？

子どもシェルターは、2004年に東京で開設されて以来、民間の施設として運営されてきました。子どもシェルターが支援の対象としているのは、児童福祉法の対象とならない18歳以上の若者や、既存の制度では解決が難しい課題を抱えた子どもたち。制度改正を待っている暇はありませんでした。

しかし、制度的な裏付けがないということは、資金面でも公的な支援を受けることができないということ。各地の運営法人は、子どもシェルター1軒の年間維持費約1500万円を会費や寄付金、助成金で賄ってきました。そこで、全国の子どもシェルターは、国に対して居場所のない年長の子どもたちへの支援の必要性を訴え、子どもシェルターの制度化求めてきました。

2012年4月、その活動が成果を挙げ、子どもシェ

ルターが「自立援助ホーム」の一形態として認められるようになりました。そだちの樹が運営する子どもシェルター「ここ」も福岡市に認可を申請し、4月から自立援助ホームとしての運営を開始しています。

子どもシェルターは、入居する子どもが基本的に就労を予定しておらず、所在地が秘匿されている点で本来の自立援助ホームとは違っていますが、子どもたちが抱える背景は共通しているということで、このような形で制度化が図られることになりました。まだまだ解決していない課題は山積みですが、認可を受けたことで、委託費を受け取ることが可能になり、財政的には幾分楽になりました。制度化までの努力を無駄にしないように、しっかりした運営に努めていきたいと思っています。

(運営委員 安孫子健輔)



## そだちの樹の応援団：踵屋敷さん

きびすやしき

そだちの樹が設立されてから、もうすぐ1年が経とうとしています。これまでたくさんの方からご支援をいただいたおかげで、子どもシェルター「ここ」も、2月のオープン以来、何とか運営してることができました。

そこで、今回は、そだちの樹より支援者の方々へ感謝の気持ちを表すとともに、支援者の方々のなさっている活動やその原動力となっている思いなどを、他の支援者の方々にもお伝えしたいと思い、支援者の方々のうちの一人である踵屋敷オーナー秋田多喜子さん、踵屋敷スタッフ安藤浩子さんについてニュースレターの読者にご紹介するために、そだちの樹運営委員の清水がインタビューさせていただきました。

踵屋敷は、糸島市の加布里港に面したところにあります。踵屋敷の詳細についてはHPをぜひご覧ください。

<http://kafuri-kibisu.com/>

踵屋敷には、いつも季節のお花がたっぷりと生けられています。お客さんからのいただきものであることが多いそうです。和洋折衷のアンティーク家具や雑貨に囲まれて、加布里港から見える海や空の眺望とともに、秋田さん手作りの滋味あふれるご飯をいただくと、誰もが自然とくつろいだ笑顔になります。

秋田さんは、たまたまそだちの樹の新聞記事を見かけられたのをきっかけに、そだちの樹理事長に電話され、とてつもない勢いでそだちの樹の趣旨に賛同し、活動を応援したいというあついお気持ちを語ってくださったそうです（理事長談）。その後、秋田さんは、踵屋敷のスタッフの方々、お客さん、踵屋敷でお菓子づくりやカリグラフィー、水彩画等のスクールを開いておられる先生方まで巻き込んで、あっという間にそだちの樹の応援団を結成してくださいました。

安藤さんは、大学生のころからケニアに関心を持ち、これまで3回ケニアに行き、孤児院を訪れたり、民家にお邪魔したりして、ケニアで暮らす人たちのリアルな日常の瞬間を写真におさめる、という活動をされています。

今年夏には、踵屋敷で、ご自身の撮ってこられたケニアの写真展を開かれました。安藤さんは、ケニアで出会ったカンガという美しい伝統の織物に一目惚れされ、現在、カンガを使ったバッグなどのものづくりに励んでおられます。いずれは、安藤さんが買い付けてきたカンガをつかった小物を販売するお店をもち、ケニアの素晴らしさを日本に広めたいという夢をもっておられます。



【安藤浩子さん】

安藤さんが、そだちの樹に秋田さんと同じく関心を寄せ、心のこもったご支援をしてくださっているのも、ケニアで出会った家庭に恵まれない子どもたちの姿や、過酷な労働による搾取、売春、レイプなどの犯罪、貧困によるネグレクトなど、子どもたちが被っている深刻な被害の状況を直接見聞きされたことが影響しているそうです。日本では当たり前と捉えがちな、清潔で平穏で物にあふれた生活が、ケニアに行くと当たり前ではない、恵まれた環境なのだと感じ、そこから視野が広がっていったのだそうです。

( / )



(\)

また、安藤さんは、「ここ」が出来るまで、九州に子どもシェルターのような子どもの身の安全と権利を守る施設がなかったことにびっくりされるとともに、日本は豊かで恵まれた環境にあるように思えて、意識と整備がひどく遅れている面があると再認識されたそうです。

どんな子どもも幸福な子ども時代を過ごせるように、子どもが健やかに育っていく環境を社会全体が責

任をもって提供できなくてはならないという必要性と、いま、そのための活動が、少しずつではあるけれど行われつつあることを、これからは世間の人たちに向けてどんどん発信して行って欲しい！というのが、今回、安藤さんからそだちの樹に対していただいた応援メッセージです。

秋田さん、安藤さん、踵屋敷さん、本当に、いつもありがとうございます。この幸運な、素晴らしいご縁を、これからも大切にしていきたいと思います。

(運営委員 清水さやか)

5333しんぷ  
こ、こん





## ご寄稿 ー松尾敬子さんー

水彩画教室を通じてそだちの樹を支援してくださっている松尾敬子さんからご寄稿をいただきました。松尾さん、温かいお言葉、本当にありがとうございます！

「ここは、子どものためのシェルターの支援をしているところなんです。」

客として、糸島のカフェ踵屋敷に伺った際、オーナーの秋田多喜子さんから、「そだちの樹」のお話と活動を初めてお聞きしました。私が絵画教室をしているということをお話すると、「シェルターの子どもたちがお絵描きをしたいと言ったら、教室に参加させてくださいますか!？」という多喜子さんからの提案があり、それがきっかけとなって、絵てがみ・水彩画踵教室がスタートいたしました。

平成24年8月30日、踵屋敷一周年パーティーと、チャリティーオークションという企画があると聞き、私の師・松井美男先生の作品を出品しました。

パーティーに来てくださった方が、その作品を落札してくださり、無事、「そだちの樹」へ寄付をすることができました。

「何かのために、誰かのために」という、私たち絵画教室写楽会が心がけている思いにぴったりな活動をさせていただき、とてもうれしく、また励みになりました。

写楽会は、四季折々の草花・野菜など日常生活の一コマを、思いのままに絵筆をとって、楽しく学習する会です。

創立平成9年の写楽会は、毎年1回、秋にグループ展を開催しています。今年は、10月18日(木)より、アジア美術館8階で約120名の生徒さんが参加して作品展をいたします。現在、踵屋敷の生徒さんや多喜子さんを含め、8名の方が出典されています。お時間が許せば、どうぞお出掛けください。

さいごに、そだちの樹のみなさんと一緒にお絵描きできる日を楽しみに、踵屋敷のゆっくりと流れる時と空気を大切にしながら、レッスンを続けて参ります。

絵画教室写楽会 松尾敬子

写楽会の様子を写した写真を表紙と5ページに掲載していますので、ご覧ください。

## キャラクターのご紹介

子どもたちに癒しを届けてくれるキャラクターたちを紹介します。

デザインは、ロゴを制作していただいたデザイナーの牛島由理さんにお願ひしました。

理事やスタッフと同じく、よろしくお願ひします！

そだちの樹のキャラクター

### そだっち



そだちの樹に宿る妖精。

子どもが大好きで、子どもたちがすくすく育つのを楽しみにしながら、樹のそばからいつも見守っています。



「ここ」のキャラクター

### こっこさん



子どもシェルター「ここ」の管理人。人情家で愛情深く、おおらかな性格。特技は、「子どもたちのためにおにぎりをいっしょうけんめい、握ること」。その結果、おにぎりが羽だらけなのはご愛嬌。







## 入会案内とご寄付のお願い

そだちの樹の運営は、みなさまのご支援で支えられています。子どもシェルター「ここ」の運営には、子どもたちの生活費やスタッフの人件費など、年間1500万円以上の資金が必要ですが、こうした運営費は、行政から受け取る委託費だけではまかないきれません。ぜひ、会員としてご登録いただき、私たちと一緒に子どもたちを支えてください。会員登録が難しいという方には、ご寄付をいただけますと幸いです。

会員登録、ご寄付いただいたみなさまには、ニュースレター等を通じて、活動報告やご参加いただけるイベントの情報等をお知らせ致します。



### 会員になって支援

#### してくださる方

##### [会員の種別]

正会員：そだちの樹の理念に賛同して入会し、その運営に参画する会員です。

賛助会員：そだちの樹の活動を賛助するため入会する会員です。

##### [正会員の入会金・年会費等]

入会金：5,000円

年会費：2,000円

寄付金：3,000円（任意）

\* そだちの樹では、寄付金控除の対象となる認定NPO法人の認定を受けるため、「3000円以上の寄付者数が年平均100人以上」という要件を満たすことを目指しています。そこで、正会員のみなさまには、入会金、年会費とは別に、任意で3000円の寄付をお願いしています。正会員の年会費が賛助会員の年会費よりも低くなっているのもそのためです。

##### [賛助会員の年会費]

（個人） 1口 3,000円（1口以上）

（団体） 1口10,000円（1口以上）

\* 2口以上のお申込みにご協力ください。

##### [入会手続]

そだちの樹のパンフレット別添の払込取扱票か、ウェブサイトの支援申込フォームをご利用ください。



### ご寄付いただける方

金額の多寡は問いません。随時受け付けています。

そだちの樹のパンフレット別添の払込取扱票か、ウェブサイトの支援申込フォームからお申し込みください。

##### [入会金、年会費、寄付金の振込先口座]

以下のいずれかの口座をご利用ください。

・ゆうちょ銀行 一七九支店

当座預金 01780-4-122767

特定非営利活動法人 そだちの樹

・西日本シティ銀行 赤坂門支店

普通預金 1787430

特定非営利活動法人 そだちの樹 会計 高井弘達



## 編集後記

「里親さんは自分のプライベートで子どもを見てくれるけれど、施設の職員さんは、子どもを見るのはお仕事で、施設の外にプライベートがある。」

とあるフォーラムで、施設と里親家庭の両方を経験した方から聞いた言葉です。この分類に従えば、家庭的な温かさを大切にしている「ここ」も、あくまでも施設のひとつだということになります。コタンを経験して、「ここ」が子どもたちにとって必要だという認識は確信に変わりましたが、同時に、「ここ」では解決できない問題も見えてくるようになりました。息の長い支援を見据えて、できること/できないことをわきまえつつ、活動を続けていきたいと思えます。

（編集委員 あびこ）